

伊勢市立厚生小学校いじめ防止基本方針

平成28年4月 1日策定

令和3年6月10日改訂

令和4年6月22日改訂

令和6年4月 5日改訂

いじめ対策委員会

V 伊勢市立厚生小学校いじめ防止基本方針

平成28年4月 1日策定

令和3年6月10日改訂

令和4年6月22日改訂

令和6年4月 5日改訂

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する児童等当該児童等との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定しました。本校の実情に即して、適切に機能しているか点検を行い、必要に応じて見直しを行います。

2 本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

- (1) 「いじめが起きにくい」「いじめを許さない」「見過ごさない」環境づくりに努めます。
- (2) 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じます。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたります。
- (5) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたります。

3 いじめの未然防止のための取組

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる環境づくりに学校全体で取り組みます。また、教師一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努めます。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行います。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導します。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも『傍観者』として、いじめに加担していることを知らしめます。

(1) いじめを許さない、見過ごさない環境づくりに努めます。

① 日々の授業を通して

○楽しく気持ちよく学習を進めるために、先生や友だちに丁寧な言葉遣いをする事、人に迷惑をかける事などを指導します。

○学級全体が落ち着いて学習できるようにするために、話の仕方や聞き方・姿勢・集団行動などの学習規律を守らせます。

② 挨拶の徹底

○人との関わりを豊かにし、思いやりと感謝の心を持って周囲に答えようとする心情を高めるために、「おはよう」「ありがとう」が言えるように指導します。

③ 清掃活動の充実

○健康的な環境保全への自覚を深めるとともに、清掃活動を通して、協力することの大切さとすばらしさを体感させます。

④ ネットリテラシーや情報モラル教育の推進

○児童間のインターネット上のトラブルを未然に防ぐための指導を行います。

(2) 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。

① 一人ひとりが活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は、学習を支える生活基盤となるものである」という立場に立ち、以下の教育活動を推進します。

○楽しい授業、分かる授業づくりに努めます。

○児童が主体的に取り組める授業づくりを進めます。

○達成感、成就感を味わわせることのできる授業づくりに努めます。

○「思いやりの心や一人ひとりがかけがえのない存在である」といった命を大切にすることを育みます。

○児童の自尊感情や自己肯定感、自己有用感を高めます。

○道徳の資料を通し、相手の心情をよく考え、自己の言動を振り返るようにさせます。

○いじめの構造や相談の大切さなどを伝え、「いじめ問題」に対する理解を深めさせます。

○全教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てます。

② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

○ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、QUの検査結果を活用したりして、児童の実態を十分に把握に生かし、よりよい学級経営に努めます。

③ 「いじめ未然防止のための取組」年間指導計画の作成

○年間を通じていじめ未然防止のための取組が継続的になされるよう計画を立てます。

④ 人とつながる喜びを味わう体験活動

○友だちと分かり合える楽しさやうれしさを実感できるような相互交流の場を設定することでコミュニケーション力を育成します。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科の中で道徳性を育成する体験活動の推進を行います。

○児童の発意、発想を効果的に取り入れることにより、児童の自主性を育みます。行事ごとに成就感、達成感を味わわせ、児童の所属感や連帯感を高め、協調性の育成に努めます。

○『いじめゼロ』を目指した児童会活動の推進に努めます。

○児童が課題をもって自発的に取り組む委員会活動の充実を図ります。

○共通の興味・関心をもつ児童が、異学年の児童とも楽しめるクラブ活動を進めます。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じます。

- 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていきます。
- 様子がおかしいと感じた児童がいる場合・些細であってもいじめの兆候や懸念があった場合・児童からの訴えがあった場合には、直ちに学年団や生徒指導部会や職員会議などにおいて気付いたことを共有し、より多くの目で当該児童を見守ります。
- 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図ります。
- 「いじめに関するアンケート」を学期に1回以上行い、児童の悩みや人間関係を把握し、『いじめゼロ』の学校づくりを目指します。
- いじめに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある児童への事実関係を把握します。そして、いじめであるかの判断、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施します。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有します。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたります。

- いじめ問題を発見したときには、直ちに「いじめ対策委員会」などで対応を組織的に協議し、学校長以下全ての教職員が的確な役割分担のもと、いじめ問題の解決にあたります。
- 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の心身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導します。
- 傍観者の立場にいる児童たちにも「いじめているのと同様である」ということを指導します。
- 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたります。
- いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、ケアを行います。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、児童の安全を守ることを最優先に、直ちに警察に相談・通報を行い、援助を求め、教育委員会などと共に連携して対処します。

(3) いじめの重大事態への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめが原因で学校を欠席(相当の期間)することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行います。

- 重大事態が発生した旨を、伊勢市教育委員会に速やかに報告します。
- 被害児童に対する、複数の教員による保護や情報共有を徹底します。
- 被害児童への緊急避難措置の検討、実施を行います。
- 警察への相談・通報を行い、教育相談所などとの連絡を密にします。
- 法第28条に基づく調査を実施するため教育委員会が設置する組織との連携・協力を行います。

5 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 校内体制

- 校務分掌に「いじめ対策委員会」を位置づけます。構成は、校長・教頭・生徒指導担当・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラー・その他校長が認める者、とします。
- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行います。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に活かすようにします。
- 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、スマイルいせなどの相談窓口の活用も検討します。
- 電話相談窓口の周知に加え、学習用端末を活用し、児童がいつでもいじめを訴えやすい環境を整えます。
- 取り組みを円滑に進めていくため、保護者・地域住民・関係機関等の参画を得た学校基本方針となるように努めます。なお、学校基本方針は、本校のホームページで地域に公開し、内容を容易に確認できるように努めます。

6 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価します。

- いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- いじめの再発を防止するための取組に関すること。

<令和6年度 「いじめ未然防止のための取組」年間計画>

	主な取組	具体的な活動内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童実態把握 ○学級づくり ○学級懇談会 ○「わたしの学級経営計画」 ○児童面談 ○縦割り班活動開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き継ぎ事項の確認 ○学級経営・指導方針・指導方法の決定 ○学校・学級の指導方針の説明 ○担任による全児童との面談及びスクールカウンセラーの全児童観察による実態把握 ○校内人権・同和教育の基本姿勢の確認 <p>【中学校区連絡会】</p>
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート実施 ○QU調査 ○集会活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○配慮児童に対する共通理解, 指導方針等の共通理解 ○児童へのアンケート調査の実施(1回目) ○担任の個人面談による実態把握・指導 ○家庭訪問 ○スクールカウンセラーを活用した組織的な対応の共通理解 ○各学級によるQUの実施 <p>【中学校区連絡会】</p>
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童面談 ○各クラスでのQU調査分析 	<ul style="list-style-type: none"> ○担任による学級の児童の分析・指導方針の見直し ○配慮児童に対する共通理解, 指導方針の検討・確認 ○中学校区授業交流会(授業実践・児童実態交流会) <p>【中学校区連絡会】</p>
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者面談(個別懇談会) ○平和教育授業 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の気になることや悩みの調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内人権・同和教育研修会 (いじめ問題の理解と対策について事例に基づいた研修) ○「仲間づくり」研修会 ○中学校区連絡会夏期学習会 ○特別支援教育研修会
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○運動会行事 ○人権作文の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○夏休み明けの児童実態把握 ○学年別研修 ○部会・グループ会議(中間見直し)
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート実施 ○研修会 ○児童面談 ○人権標語の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活指導主任研修会の報告, 情報交換の伝達 ○児童へのアンケート調査の実施(2回目) ○担任の個人面談による実態把握・指導 <p>【三人教】</p>
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○人権標語の取組 ○人権フォーラム 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内人権・同和教育研修会(指導案検討) ○人権・同和教育公開授業 <p>【中学校区連絡会】</p>

12月	<ul style="list-style-type: none"> ○QU調査 ○保護者面談（個別懇談会） ○人権集会 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の気になることや悩みの調査 ○担任による学級の児童の分析・指導方針の見直し <p>【中学校区連絡会】</p>
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○QU調査分析 ○冬休みの生活調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○配慮児童に対する共通理解, 指導方針の検討・確認 ○冬休み明けの児童実態把握 ○冬休み以降の児童見守り <p>【中学校区連絡会】</p>
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート実施 ○研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童へのアンケート調査の実施(3回目) ○担任の個人面談による実態把握・指導 ○学校評価による取り組みの評価の実施 ○「仲間づくり」研修会 ふりかえり <p>【中学校区連絡会】</p>
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○1年間の取組のふりかえり 	<ul style="list-style-type: none"> ○配慮児童に対する共通理解, 変容の報告, 指導方針等の確認 ○1年間の反省と今後の課題 ○引き継ぎ事項の徹底